

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
法改正に伴う神戸市マンションデータベースシステム改修業務	R3. 11. 30	関西写真工業(株)	1, 135, 200	「神戸市マンションデータベースシステム」は、当該業者が神戸市向けに開発した独自のシステムである。そのため、今回の改修業務を他社が行う場合、プログラムの解析・変更・調整等の作業に膨大な時間と経費が発生することや、既存機能の安定を確保することが困難になることが見込まれる。よって本システムを熟知している当該業者への委託が適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局政策課 (Tel: 078-595-6503)
北鈴蘭台地域エリアプラットフォーム活動支援業務	R3. 10. 15	(株)市浦ハウジング&プランニング 大阪支店	5, 060, 000	今年度エリアプラットフォームの構築及び未来ビジョン(素案)の策定をまとめるには、北鈴蘭台地域の状況を熟知し、「桜の宮まちづくりプラットフォーム(仮称)」の参加事業者や周辺住民との信頼関係を築いていることが必要であり、「桜の宮まちづくりプラットフォーム(仮称)」準備会の事務局的な役割を担っている、当該事業者へ委託することで、当該業務を迅速かつ円滑に遂行することができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局住宅整備課 (Tel: 078-595-6506)
北鈴蘭台地域エリアプラットフォーム(未来ビジョン策定等)活動支援業務	R4. 3. 31	(株)市浦ハウジング&プランニング 大阪支店	5, 005, 000	「未来ビジョンの策定」をまとめるためには、北鈴蘭台地域の状況を熟知し、「桜の宮まちづくりプラットフォーム(仮称)」の参加事業者や周辺住民との信頼関係を築いていることが必要であり、「桜の宮まちづくりプラットフォーム(仮称)」準備会の事務局的な役割を担い、令和3年度にビジョン(素案)をとりまとめ作成した、当該事業者へ委託することで、当該業務を迅速かつ円滑に遂行することができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局住宅整備課 (Tel: 078-595-6506)
空家空地管理データベース改修業務	R4. 2. 15	(株)日本インシーク 神戸支社	1, 892, 000	空家空地管理台帳システムの改修業務は、既存の空家空地管理台帳システムを十分に把握し、本市との信頼関係を築いている業者でないと、本業務を行うことができない。また、既存の情報処理システムを設計した者以外に施行させた場合、契約不適合責任の範囲が不明確となる、密接不可分な関係にある契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局建築指導部安全対策課 (Tel: 078-595-6574)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
旧後藤邸洋館耐震補強 他工事設計業務	R3. 10. 14	(有)一級建築士事務所 アトリエフォルム	8,503,000	旧後藤邸については、平成25年度に有限会社一級建築士事務所アトリエフォルムに業務を委託し、耐震改修計画および老朽改修計画を作成している。今回の業務では、平成25年度の基礎調査結果や耐震改修計画を基に新たな条件を加えて再検討するため、前回の業務内容を理解し、円滑に業務を進める必要があるため、前回業務を受注した上記委託先に随意契約することとしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
高羽小学校校舎棟増築 他工事設計見直し業務	R3. 10. 20	(株)浦辺設計	6,149,000	本業務は、令和2年3月31日に完了した高羽小学校校舎棟増築他工事設計業務の見直し業務である。 設計図書に対する修正業務であり、上記の当初設計委託先に履行させることは、当初設計の内容を理解し、円滑に業務を遂行する上で不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
重要文化財旧トーマス 住宅耐震改修工事基本 計画業務	R3. 10. 20	(一財) 建築研究協 会	1,430,000	本業務は、令和元年度に実施した「重要文化財旧トーマス住宅耐震診断業務」及び令和2年度に実施した「重要文化財旧トーマス住宅耐震診断業務その2」に引き続き一体で実施する必要があるため、業務内容を理解し、円滑に業務を進めることができる、当初業務を受注した上記委託先に随意契約することとしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
歌敷山中学校長寿命化 改修他工事 修正設計 業務	R3. 11. 16	(株)浦辺設計	11,176,000	本業務は、令和元年度に実施した「歌敷山中学校長寿命化改修他工事設計業務」の修正業務である。今回の業務は、工事契約前の設計図書修正業務であり、責任区分を明確にするため当初設計者に特命随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
新垂水図書館・ロータ リー・原動機付自転車 駐車場他整備工事設計 業務<実施設計>	R3. 12. 9	フジワラボ・タト・ トミト設計共同体 代表者(株)フジワラ テッペイアーキテク ツラボ	99,440,000	当業務は前業務「新垂水図書館・ロータリー・原動機付自転車駐車場他整備工事設計業務(基本設計)」に基づいて実施する業務であり、当業務と前業務は一体の業務として、公募型簡易プロポーザルで選定しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
三宮駐車場エレベーター増築工事設計業務	R3. 12. 20	(株)エーアンドディー 設計企画	13,750,000	神戸市建築工事設計監理外注委員会における、指名型簡易プロポーザルの提案内容の審査結果による順位に基づき、見積書を徴取し、予定価格を下回っていたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
鶴甲小学校昇降機棟増築他工事 修正設計業務	R3. 12. 24	(株)アトリエサンク建築デザイン事務所	1,320,000	本業務は平成30年度に実施した「鶴甲小学校昇降機棟増築他工事設計業務」について、令和4年度に工事を行う予定のため、当初の設計成果物を修正等するものである。本業務を行うにあたり、当初設計業務と同一の業者に委託させることは、当初設計の内容を理解し、円滑に業務を遂行する上で不可欠である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
垂水小学校校舎棟改築工事その1設計意図伝達他業務	R3. 12. 27	山本設計・新日本設備計画設計共同体 代表者 (株)山本設計	20,000,000	設計意図伝達業務は「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務」であり、設計図書・積算図書の最新仕様書・単価への入替えについても、設計業務の受託者である上記業者しか行い得ない業務である。 以上により、設計業務の受託者である上記の業者と随意契約する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
三宮図書館仮移転整備工事設計意図伝達業務	R4. 2. 28	(株)いるか設計集団	2,464,000	設計意図伝達業務は「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務」であり、設計図書・積算図書の最新仕様書・単価への入替えについても、設計業務の受託者である上記業者しか行い得ない業務である。 以上により、設計業務の受託者である上記の業者と随意契約する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
神戸市中央卸売市場本場新築施設(冷蔵庫・買荷保管所・加工場)再整備工事設計業務【実施設計】	R4. 3. 29	(株)安井建築設計事務所	90,750,000	本業務は、令和4年1月31日に完了した「神戸市中央卸売市場本場新築施設(冷蔵庫・買荷保管所・加工場)再整備工事設計業務【基本設計】」の実実施設計業務であり、当初設計業務と一体の関係にあるため、当初設計業務の受注者に履行させることは、当初設計内容を理解し、円滑に業務を遂行する上で不可欠である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
三宮中央通り地下通路 改修工事設計意図伝達 他業務	R4. 3. 10	㈱タトアーキテクツ	4, 510, 000	設計意図伝達業務は「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務」であり、設計図書・積算図書の最新仕様書・単価への入替えについても、設計業務の受託者である上記業者しか行い得ない業務である。 以上により、設計業務の受託者である上記の業者と随意契約する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
義務教育学校港島学園 校舎整備工事設計業務 (実施設計)	R4. 3. 18	山田総合設計・黒田 建築設計事務所設計 共同体 代表者㈱山田総合設 計	111, 199, 000	当業務は前業務に基づいて実施する業務であり、当業務と前業務は一体の業務として、公募型簡易プロポーザルで選定しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)